

おおた 区議会だより

主な掲載内容

- 第2回臨時会を開催 …………… 1面
- 中央防波堤埋立地の帰属問題についての議長コメント … 1面
- 第2回臨時会で決まった議案など …………… 2面
- 「東京都自治紛争処理委員による調停案の取扱いについて」に対する会派の討論 …………… 2面
- 「中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界確定に関する訴えの提起について」に対する討論 …………… 2面
- 「今回の議決を考えてみましょう」 …………… 2面

発行 大田区議会 〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 電話 03-5744-1474 (直通) <http://www.city.ota.tokyo.jp/gikai/>

中央防波堤埋立地の帰属問題

東京都自治紛争処理委員の調停案の受諾を拒否、境界確定の訴えの提起を全会一致で可決



【中央防波堤埋立地と大田区臨海部】(平成29年2月)

【境界確定の訴えを提起することを全会一致で可決】

解決が図られていない中央防波堤埋立地の帰属について、大田区は平成29年7月18日に、東京都知事に対し調停申請を行った。その後、10月16日に調停案が示されたが、合理的な調停案ではなかったため、大田区議会は、今臨時会において、東京都自治紛争処理委員による調停案を受諾しないこと、及び、境界確定の訴えを提起することを、全会一致で可決した。

大田区議会は、平成29年第2回臨時会を10月29日に開催しました。今回の臨時会の主な内容は、次のとおりです。

- 区長提出議案として、「東京都自治紛争処理委員による調停案の取扱いについて」や、「中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界確定に関する訴えの提起について」など3件が付議・提出され、審議の結果、全ての議案を全会一致で可決しました(詳細は、2面に掲載)。

大田区議会の活動にご注目ください

第2回臨時会を日曜日に開催しましたところ、悪天候にもかかわらず、多くの区民の方にお越しいただき、議場の傍聴席は満席となりました。傍聴席に入れなかった方には、大型スクリーンを設置した別室にて臨時会をご覧いただきました。今後も、多くの方の傍聴をお待ちしております。

中央防波堤埋立地の帰属問題についての議長コメント

我々大田区議会は、今般示されました東京都自治紛争処理委員による調停案に対し、会派を超えた議論を重ね、本日、その総意として調停案を受諾しないこと、及び、境界確定の訴えを提起することをそれぞれ議決いたしました。

今回の調停案では、埋立てを重ねてきた結果である所の、現在の水際線による等距離線のみを基準に、境界が引かれた訳であります。

我々大田区議会といたしましては、このたびの調停案が、真に合理的であるか否かに関し、司法の判断を仰ぐべきであると考えました。

中央防波堤埋立地となっている場所は、かつて大田区民が海面を占有して海苔養殖を営み、生産と生活の場としていた所であります。しかし、東京都による港湾整備政策のため、大田区民は300年にわたり続いてきた海苔養殖の歴史に幕を閉じることを余儀なくされ、関連する区内産業に大きく影響を与えた事実があります。

大田区の長年にわたる重要課題であります、中央防波堤埋立地の帰属問題が、合理的な判断の下に解決に向かうよう、大田区議会として、引き続き適切に対処してまいります。

平成29年10月29日
大田区議会議長

平成29年11月23日発行

第2回 臨時会で決まった議案など

◎は全会一致 (3件)

区長提出議案

平成29年度補正予算

◎一般会計(第3次)

7億1,271万9千円増額する(詳細は、左記に記載)。

その他

◎東京都自治紛争処理委員による調停案の取扱いについて

東京都自治紛争処理委員による調停案について、大田区は、これを受諾しないものとする。

◎中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界確定に関する訴えの提起について

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界について、地方自治法第9条第9項後段の規定に基づき、境界の確定の訴えを提起する。

平成29年度一般会計補正予算(第3次)を可決

第2回臨時会に提出された平成29年度一般会計補正予算(第3次)は、状況の変化に速やかに対応するための予算として、7億1,271万9千円を増額するものです。今回の一般会計補正予算で計上された主な事業は、以下のとおりです。

一般会計補正予算(第3次)の主な事業

【土木費】

- ・公園等の維持管理 2億3,903万円
- 多摩川流域緑地の災害復旧に係る経費

「東京都自治紛争処理委員による調停案の取扱いについて(第71号議案)」に対する会派の討論

【自由民主党大田区民連合会】

調停は非公開にもかかわらず、調停案の内容が先行して報道された。情報の流出という重大な瑕疵であり、この調停そのものに對して大きな不信感を抱かざるを得ない。また、ごみ処理との関わり方が等距離線と並んで考慮事項とされているが、江東区の主張ばかりに着目し、大田区の方針があまりにも軽視されている。次に、この度の基準である現行水際線による等距離線が先例として確立した場合、今後の新海面処分場の問題にも影響を及ぼすことは明らかである。将来、新海面処分場の帰属を決定する際、過去から埋立地の編入を繰り返して、次第に水際線を沖合に展開してきた自治体のみが区域を拡大し続けることは、不合理である。以上の理由により、調停案は受け入れることはできず、政治的力の及ばない司法の場に委ねることが適切であると考え、第71号議案に賛成する。

【日本共産党大田区議団】

調停案は、大田区の歴史の経過を無視し、等距離線が現在の水際線に判断され、不合理であるため、第71号議案に賛成である。まず、歴史経過では、境界設定は先行境界が原則である。この海面は、江戸中期以降、私たちの漁場、畑、生活の糧を得るところで、真冬の寒さが厳しいなかでも重労働で海苔の養殖を行ってきた場所であり、一般漁場以上の区域として考えられ、その多くは大田区民によるものである。また、水際線については、海苔ひび柵の設置により、その占有関係が争われていたため、海面を利用し境界が明確であった実態がある。そのため、等距離線の基となる江戸・明治時代の地図が原則で、現在(埋立後)の行政区区域は認められない。解決にあたっては、司法の場でも話し合いでの解決を求める。なお、この地は大型再開発ではなく公園やスポーツ広場、文化・芸術などの場となるよう提案する。

【大田区議会公明党】

初めに、調停案の勧告前に同じ内容がマスコミに報道されたことについて、自治紛争処理委員の情報管理体制に強く抗議する。また、ヒアリングが1回のみだった調停の進め方自体、大田区の主張が十分に検討されたのか甚だ疑問である。我が会派は、調停案について専門的知見を参考に冷静に検討を重ねてきた。調停案では、等距離線の起点となる水際線を、昭和61年最高裁判決や平成8年大阪高裁判決を是認した平成10年最高裁判決を基に、現在の行政区区域としているが、これらを根拠にすれば、今後、東京湾で同様の争いが行われた場合、全てが江東区の帰属となると懸念される。また大田区が全島帰属の論拠としている漁業権については、市区町村と関係ないとしていいるが、海苔養殖の漁業は、ここで言う一般的な漁業権とは異なる性質である。以上の理由により、大田区議会公明党は第71号議案に賛成する。

【たちあがれ・維新・無印の会】

たちあがれ・維新・無印の会は、第71号議案の東京都自治紛争処理委員による調停案の取扱いについて、調停案を受諾しないことに賛成する。今回示された調停案は、大田区のこれまでの主張や、大田区議会が全会一致で可決した全島帰属を求める決議と比較しても、到底受け入れることのできないものである。また、大田区と江東区で調停の申請を行った経緯には、中央防波堤埋立地に東京オリンピック・パラリンピック大会の会場が設けられることもあったが、それはあくまで合理的な調停案が出てきた場合である。中央防波堤埋立地帰属をめぐる問題は、両区の40年以上からの懸案事項であり、帰属が確定しなくても大会の開催は可能である。解決を急ぐあまり、大田区のためにならない結論を受け入れ、禍根を残すようなことがあっては本末転倒となるため、調停案を受諾することはできない。

【大田区議会民進党】

大田区議会民進党は、東京都自治紛争処理委員が受諾を勧告した調停案について、大田区がこれを受諾しないものとするために提出された第71号議案に賛成する。調停案では、境界確定の基準となる「昭和61年最高裁判決」、なかでも最も重要視されるべき「当該係争地域における歴史的沿革」についての検証が十分でないと思われる。まずそのことが、第71号議案に賛成した理由である。また、調停案は、等距離線の起点を現在の行政区区域として確定されている水際線とした。しかし、このような過去に埋立地を編入した行政行為を既成事実とする境界設定は、我が国の先行境界主義の原則に反しているとも考えた。このような状況を踏まえ、大田区議会民進党は、公平公正かつ客観的な問題解決について、司法の場に委ねることが適当であると考え、大田区は速やかに出訴すべきであると主張する。

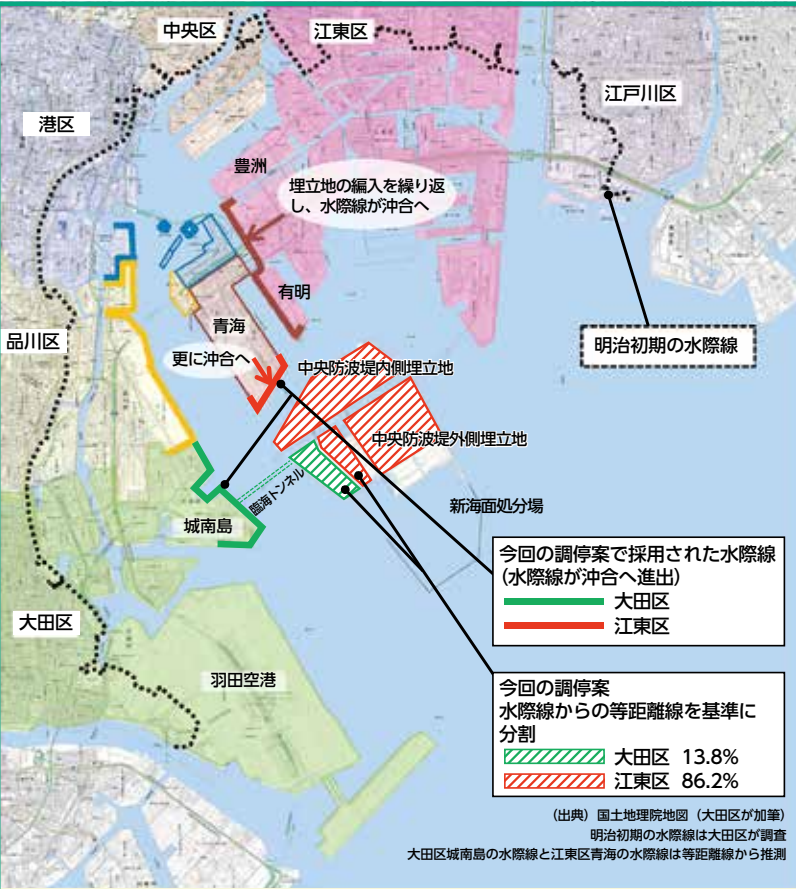
【フェアな民主主義】

東京都の調停案は、帰属を主張する自治体数や帰属を決める時期で区境が変わるため、あたかも領地の分捕り合戦のようである。大田区民にとって中央防波堤埋立地は、開発でも投資の対象でもない、海苔の漁場など歴史と生活そのもので、最高裁判決を尊重すべきである。大田区長の、歴史的背景や住民生活を尊重、主張する地方自治の姿勢が帰属問題だけでなく、区政全般に矛盾なく貫かれることを要望し賛成する。

【大田無所属の会】

大田区として主張していただきたいのは、これまで一貫して主張してきた歴史的経緯と沿革である。これは、その土地で暮らし、生活してきた人々の思いを残す、まさに日本の心とでも言うべき主張である。過去、そして現在も世界中で多くの争いが起こっている。同じ日本人、それもお隣さんとの話である。大田区が主張する合理的かつ、日本人の歴史と沿革を重んじる幕引きを早急に求める。

今回の議決を考えてみましょう



⚠ 調停案の受諾を拒否

- ①境界線の導き方が不合理
現在の水際線からの等距離線では、埋立地を広く編入してきた区が有利。この方法を採用した判例はありません。
- ②歴史的沿革の評価が不十分
埋立て以前に、この場所で大田区民が海苔養殖を営んでいた歴史が十分に評価されていません。

⚠ 大田区に帰属すると

大田区臨海部は羽田空港、東京港を擁し、多くのスポーツ・レジャー拠点が集まる、陸・海・空が結節する重要な場所。将来的には、多くの区民が利用できる総合的なスポーツエリアなど、中央防波堤埋立地の機能を一体的に活用したまちづくりが期待できます。

「中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界確定に関する訴えの提起について(第73号議案)」に対する討論

平成29年10月25日の江東区議会において、調停案の受諾が議決された。一方で、大田区議会においては、第71号議案の可決により、調停案を受諾しない旨が議決された。これでの今回の調停では、境界が確定しないこととなった。東京都知事による裁定が可能な環境が整うこととなるため、速やかに司法の場に合理的な判断を委ねる必要があると考える。以上の理由により、第73号議案について賛成する。